

## 児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当の支給にあたり、毎年6月に、養育状況や所得の確認をするため、現況届を提出することになっています。未提出の場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。期間内に必ず手続きを行ってください。

ただし、令和3年5月以降に初めて認定請求した方(5月に第一子が生まれた方、5月に市に転入した方などは、届出の必要がありません。

現況届の提出が必要な方には6月上旬に通知を送付します。

◎申請は、新型コロナウイルス感染症対策のため、郵便による手続きをお願いします。



- ◆提出書類  
◇現況届用紙(対象者へ郵送します)  
◇その他必要に応じ、提出する書類などがある場合があります。
- ◆注意事項  
◇公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。  
◇所得の申告をしていない方は、審査に必要なため前年中所得の申告を行ってください。  
◇書類の提出が遅れたり不備がある場合、支給が遅れる場合があります。
- ◆提出期限 6月30日(水)まで
- ◆提出方法  
同封の返信用封筒で期限までに投函してください。

問 市子育て支援課 ☎45-8120 FAX 30-0011

## 6月1日～7日は水道週間です

水道週間は、厚生労働省、都道府県、市町村の水道事業所などによって「生活も ウイルス予防も 蛇口から」をスローガンに実施されます。

毎日の暮らしに欠かすことのできないライフラインとして重要な水道について、この機会に考えてみませんか。水道事業は使用者の皆さまからの水道料金により運営されている事業です。より一層の給水サービスの向上を図るため、皆さまのご理解ご協力をお願いします。

問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX 44-5312

## 市男女共同参画推進委員会『公募委員』募集



市では、男女共同参画の推進および推進プランを策定するにあたり、「下妻市男女共同参画推進委員会」を設置しています。有識者、市議会議員、各種団体の代表者、公募委員など10人以内で構成されますが、そのうち公募委員を募集します。

- ◆募集人数 1人
- ◆任期  
令和3年8月1日～2年間(会議は、年2～3回、平日に開催する予定)
- ◆応募資格 ①～③の要件に該当する方  
①下妻市の住民基本台帳に記録されている方で、かつ、市内に1年以上在住していること。  
②令和3年8月1日現在において、年齢が18歳以上(高校生を除く)75歳以下であること。  
③下妻市の職員または議員でないこと。
- ◆報酬 日額6,200円
- ◆申込締切 6月11日(金)まで ※必着
- ◆申込方法  
市役所市民協働課、市ホームページにある「公募委員申込書」に必要事項をご記入の上、持参、郵送、FAXまたはメールでお申し込みください。  
※選考結果は、6月下旬に申込者に通知します

問 申 市民協働課  
☎43-2114 FAX 43-4214  
✉kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

## 福 受給者証(マル福)が新しくなります ～ひとり親・重度心身障害者～

【要件を満たす方には受給者証を郵送します】  
現在ご使用の福医療福祉費受給者証は、有効期限が6月30日(水)までとなっています。マル福支給要件を満たし、制度に引き続き該当する方には、新しい福受給者証を6月下旬ごろに郵送します。

- 【対象となる方】
- ◆ひとり親  
◇18歳未満の児童および20歳未満の障害児または高校在学者を監護している父子家庭の父とその子および母子家庭の母とその子  
◇父もしくは母が重度障害者である父子もしくは母子など
- ◇父母のいない児童。その児童を養育している配偶者のない男子および女子、または婚姻したことのない男子および女子

- ◆重度心身障害者  
◇身体障害者手帳1・2級に該当の方  
◇身体障害者手帳3級に該当の方で、その障害名が心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害とされる方  
◇療育手帳の判定がAまたはAの方  
◇障害基礎年金1級の方  
◇身体障害者手帳3級の方で、かつ療育手帳の判定がBの方  
◇特別児童扶養手当1級の方  
◇精神障害者保健福祉手帳1級の方  
※65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です

- 【窓口での更新が必要な方】  
市役所保険年金課窓口(本庁舎1階)での手続きが必要な方には、個別に通知しますので、手続きをお願いします。
- ◇所得の確認ができない方(住民税未申告者、転入者など)
- ◇受給者証の記載内容に変更がある方(被保険者証の変更など)
- ◇支給要件が変更になる方
- ◇ひとり親世帯で状況確認が必要な方

◎受給には所得制限があり、非該当となる場合があります。

問 市保険年金課  
☎43-8326 FAX 43-2933

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、人権侵犯の被害者の救済や人権相談の実施など、市民の皆さまに人権について関心を持ってもらえるよう、さまざまな啓発活動を行っています。

### ◆人権擁護委員

横田 芳宏	藏持 薫
飯塚 榮子	須藤 澄子
中條 美恵	横倉 和夫
古澤 三枝子	横堀 孝徳

- ◆各種人権相談窓口  
◇電話相談 月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分  
・みんなの人権110番 ☎0570-003-110  
・子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810  
◇インターネット人権相談(24時間受け付け)  
HP <https://www.jinken.go.jp/>

問 市福祉課 ☎43-8246 FAX 43-6750

## 農地の利用状況調査にご協力を

市内の農地を対象とした利用状況調査を実施します。この調査は、農地の有効利用を図るために、遊休農地などの実態調査を行うものです。

地区担当の農業委員および農地利用最適化推進委員が地域を巡回して調査を行う際、皆さまの所有地に入る場合もあります。ご理解ご協力をお願いします。

農地の耕作を放棄すると、雑草の繁茂、病害虫の発生、有害鳥獣の繁殖などの原因となる恐れがありますので、耕起、草刈り、除草などを行い適正な管理をお願いします。

◆調査期間 6月上旬～8月下旬

◆調査区域 市内すべての農地

◆調査委員  
農業委員および農地利用最適化推進委員

※調査委員は、緑の帽子と青のビブスを着用しています

※農地利用最適化推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの地域における現場活動を行う非常勤特別職の地方公務員です

問 市農業委員会事務局  
☎45-8991 FAX 44-6004

## コンビニ交付サービス一時停止

税証明書年度切替のため、次の証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。ご理解ご協力をお願いします。

- ◆日時 6月1日(火)終日
- ※サービス提供再開時間は、6月2日(水)午前6時30分からとなります
- ◆発行停止する証明書
- ◇住民票の写し ◇印鑑登録証明書
- ◇課税(非課税)証明書 ◇所得証明書
- ※令和3年度の課税(非課税)・所得証明書のコンビニ交付は、6月2日(水)から開始となります

**問** 市民課 ☎43-8196 FAX 43-2933  
市税務課 ☎43-2294 FAX 44-9411

## ご相談ください「スクールサポートセンター」

市教育委員会では、悩みごとを持つお子さまや保護者の方が相談できる機関として「スクールサポートセンター」を設置しています。お子さまの健やかな成長と発達を願って、さまざまな内容の相談をお受けしています。

- ◇お子さまの抱えている問題  
突然学校に行きたくなくなる、学校に行く時間になるとお腹が痛くなる、友達と付き合うのが苦手、なかなか眠れない、ひきこもってしまったなど
  - ◇保護者のみなさまの悩み  
問題行動に関すること、子育ての不安に関すること、生活習慣やしつけのことなど
- ※相談は無料。秘密厳守

- ◆開設時間 月～金曜日(午前9時～午後4時30分)
- ◆予約申込先 ☎30-1919

**問** スクールサポートセンター(千代川庁舎隣)  
☎30-1919 FAX 45-8998

## 「里親制度説明会」開催

今回は複数の里親さんをお招きして、シンポジウムのような形で開催します。里親制度に関心のある方は、ぜひお申し込みください。

- ◆日時 6月19日(土) 2部制  
①午前10時～ ②午後2時～
- ◆場所 つくば香風寮[つくば市高崎802-1]
- ◆募集定員 各部とも40人
- ◆参加費 無料

**問 申** つくば香風寮  
☎080-8434-3329(増子・國松)  
FAX 30-0011(子育て支援課)



## 経済センサスー活動調査を実施しています ～回答は郵送またはインターネットで～

経済センサスー活動調査は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、郵送またはインターネットによる回答をお願いします。

この調査はすべての事業所および企業が対象となります。統計調査員証と従事者用腕章を身に着けた統計調査員が、調査のため訪問しますので、ご協力をお願いします。

- ◆郵送またはインターネットでの回答期限  
6月8日(火)まで

**問** 市企画課 ☎43-2113 FAX 43-1960

## 介護支援専門員(実務未経験者)更新研修および再研修

介護支援専門員として業務に就くためには、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。この介護支援専門員証には有効期間(5年)があり、これを更新するためには介護支援専門員更新研修を受講する必要があります。また、有効期間満了後に、新たに介護支援専門員証の交付を受けるには、介護支援専門員再研修を受講する必要があります。

今回は「YouTubeの限定公開による配信」での受講となり、毎回それぞれの課題の提出が必要となります。(Excel、Word)

- ◆配信日程 各班54日間
- ◇1班 受け付け終了
- ◇2班 8月11日(水・祝)～10月3日(日)
- ◇3班 10月21日(木)～12月13日(月)
- ◆定員 各班90人
- ◆受講料 35,000円(テキスト代8,800円別)
- ◆対象者

①更新研修  
介護支援専門員証の有効期間中に実務経験が少なく(6カ月未満)、おおむね令和4年1月～令和5年3月に有効期間が満了する方

②再研修  
有効期間が既に切れてしまった方で新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方

- ◆申込期間
- ◇1班 受け付け終了
- ◇2班 6月17日(木)～7月8日(水)
- ◇3班 8月26日(木)～9月16日(水)

**問 申** 公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部  
☎029-227-1215(福田)  
FAX 30-0011(市介護保険課)

## ヒナを拾わないでください ～手を出す前に野鳥を知ろう～



春から初夏にかけては、野鳥の子育ての季節です。ヒナは羽ばたく練習中で、地面にいるヒナを親鳥は見守っています。そういったヒナを親から引き離さないでください。

- Q 猫に襲われないですか。
- A 野生生物が生き延びるのはわずかで、死んだ鳥が食物になってほかの生物の命を支えているのが自然の摂理です。

- Q 人がヒナを育てることはできますか。
- A 人に餌をもらい、生きる知恵を身に付けなかったヒナは、自然に放しても生きていきません。また、勝手に野鳥を飼うことは鳥獣保護管理法に違反します。

◎希少種など、そのままにしておけないと判断される場合は、市役所生活環境課(本庁舎2階)に相談してください。

**問** 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

## 不幸な猫を増やさないようにしましょう

- ◆最後まで責任をもって飼いましょう  
飼い主にはペットがその命を終えるまで大切に飼う義務があります。また、猫を外に出すことは事故や感染症のリスクを増やしてしまうほか、ふん尿や、いたずらで周りの迷惑となり、ご近所トラブルの原因になることもありますので、室内で飼いましょう。子猫が産まれることを望まない場合や、産まれた子猫を全て幸せにできない場合は、不妊手術をしましょう。

- ◆無責任にのら猫に餌をあげないで  
飼い主不明の猫へ餌をあげている人は「飼い主」とみなされ、無計画に増える猫によるいたずらの責任を負わなくてはなりません。トラブルの原因になるだけでなく、その行為が不幸な猫を増やす原因にもなります。餌を与える前にもう一度よく考えてみましょう。

◎飼い主のいない猫を減らすために、県では地域猫活動の普及を行っています。地域猫活動を複数人において実施する場合は不妊手術に対して県の助成制度があります。詳しくは市役所生活環境課(本庁舎2階)へお問い合わせください。

※地域猫：近隣の方(自治会など)の理解を得て、不妊手術とトイレの設置、排泄物の回収などを地域で管理する猫のこと

**問** 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

## ご近所を犬のトイレにしていませんか ～リードでつないで、袋を持って散歩しましょう～



地域の人は、他人の飼い犬のふんで困っています。飼い主は、食事の世話と同様にふんを始末しなければなりません。

- ◆愛犬のふんは持ち帰る  
ふんの処理から目をそむけず、地域へのご配慮をお忘れなく。持ち帰ったふんは臭いや衛生面に配慮をして「可燃ごみ」として出してください。

- ◆犬の放し飼いはやめましょう  
ノーリード散歩、公園で放す、夜間のみ放すことも含みます。

**問** 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

## 6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です

総務省では、電波を正しく利用してもらうための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化します。電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

**問** 総務省関東総合通信局  
不法無線局による混信・妨害  
☎03-6238-1939  
テレビ・ラジオの受信障害  
☎03-6238-1945  
FAX 43-4214(市総務課)

## 労働保険年度更新の申告・納付

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、労働保険年度更新の申告・納付期限を延長しましたが、令和3年度の労働保険年度更新に係る申告・納付期間は、例年どおりの6月1日から7月10日までとなります。

労災保険率および雇用保険率は令和2年度と同率です。また、申告書などの事業主証明欄の代表印の押印が不要となりました。労働保険料の納付は、口座振替制度をご利用ください。申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

◆納付日

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	7月12日	11月1日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月15日	2月14日

**問** 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室  
☎029-224-6213 FAX 029-224-6258

## 献血にご協力を

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、献血者が減少し、輸血用の血液が全国的に不足しています。輸血を必要とする方々のため、皆さまのご協力をお願いします。

- ◆日時 6月22日(火)午前10時～午後4時
- ◆場所 市立総合体育館前
- ※400ml献血を優先します
- ※献血カードをお持ちの方は献血可能日をお確かめください



問 市保健センター ☎43-1990 FAX 44-9744

## 【追加募集】 脳検診の受診料を補助します

医療機関で脳検診を受ける方に受診料の2分の1(限度額15,000円まで)を補助します。



- ◆対象者 次の全ての要件を満たす方
- ◇市内に住民登録をしている
- ◇受診日時時点で40～74歳
- ◇7月1日(木)～令和4年2月28日(月)に受診できる
- ◇医療機関で受診し、健康保険の適用を受けていない
- ◇脳検診で他機関などからの助成を受けていない
- ◇令和2年度に当該補助を受けていない
- ◇市人間ドック健診費の助成を受ける予定がない
- ◇市税を滞納していない

- ◆対象となる検診内容  
脳関連検査(MR | 脳実質撮影、MRA脳血管撮影、頸椎X線撮影)

- ◆定員 40人 ※定員になり次第締切

- ◆受付期間 6月1日(火)～11日(金)  
平日午前8時30分～午後5時15分

- ◆申込方法  
市保健センターに来所し、お申し込みください。  
※電話での受け付けはできません

問 市保健センター ☎43-1990 FAX 44-9744

## 未就学児の保護者さまへ ふるさと交流館「リフレこかい」で遊ぼう

多目的ホール無料開放デーを設けました。室内遊具をご用意し、お待ちしております。ぜひこの機会にご利用ください。

- ◆開催日  
6月7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)

- ◆開催時間 午前9時～正午

- ◆利用規則  
原則、保護者1人につきお子さまは2人まで

※ご来場の際は、必ず保護者の方の同伴をお願いします。詳細は、お問い合わせください  
※当日はマスクの着用と入場時の検温にご協力ください

※新型コロナウイルスの感染症の影響により、中止となる場合があります

問 ふるさと交流館リフレこかい  
☎30-0070 FAX 48-6311  
(休館日：水曜日)



## 茨城県立歴史館 「歴史館まつり」開催

体験活動や工作など子どもから大人まで楽しく遊んで学べるイベントを実施します。

- ◆日時 6月5日(土)、6日(日)  
午前10時～午後3時

※入館は、午前9時30分～

- ◆場所 茨城県立歴史館

- ◆入館料 無料

※新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となる場合があります

問 茨城県立歴史館 教育普及課  
☎029-225-4425  
FAX029-228-4277



## 6月および7月のマイナンバーカード(個人番号カード)の窓口交付日

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請した方には、おおむね1カ月程度で「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」(以下、交付通知書)を封書(ピンク)にて送付しています。

マイナンバーカード受け取りには、予約が必要となります。インターネットまたは専用ダイヤル(☎45-8129)にて予約を取り、受け取りをお願いします。なお、交付日は平日の時間外および休日も設けています。6月および7月の交付日は次のカレンダーのとおりです。

※交付および申請補助サービスの日程は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、変更が生じる場合があります

### 6月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 ▲	2 ●	3 ▲	4 ●	5 ×
6 ×	7 ●	8 ▲	9 ●	10 ▲	11 ●	12 ■
13 ×	14 ●	15 ▲	16 ●	17 ▲	18 ●	19 ■
20 ×	21 ●	22 ▲	23 ●	24 ▲	25 ●	26 ×
27 ★	28 ●	29 ▲	30 ●			

### 7月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1 ▲	2 ●	3 ×
4 ★	5 ●	6 ▲	7 ●	8 ▲	9 ●	10 ×
11 ×	12 ●	13 ▲	14 ●	15 ▲	16 ●	17 ■
18 ×	19 ●	20 ▲	21 ●	22 ×	23 ×	24 ×
25 ×	26 ●	27 ▲	28 ●	29 ▲	30 ●	31 ■

- 【交付時間】  
●＝平日日中のみ  
午前9時～正午、午後1時20分～午後5時  
▲＝平日時間外交付日  
上記に加え、午後5時～7時  
■＝休日交付日  
午前9時～正午、午後1時20分～午後5時  
★＝休日交付日・申請補助サービス  
午前9時～正午、午後1時20分～午後5時  
※カード申請補助サービスは午前9時～11時30分に実施します  
×＝カード交付・申請補助サービスは行いません

問 申 市民課 ☎43-8196 FAX 43-2933

## 市立図書館 開館カレンダー/6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 休館	8	9	10	11	12
13	14 休館	15	16	17	18	19
20	21 休館	22	23	24	25	26
27	28 休館	29	30 休館			

※6月30日(水)は、館内整理日のため休館  
※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用状況が変更となる場合があります

問 市立図書館 ☎43-8811 FAX 43-8855

## ふるさと博物館 開館カレンダー/6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 休館	8	9	10	11	12
13	14 休館	15	16	17	18	19
20	21 休館	22	23	24	25	26
27	28 休館	29	30			

※6月17日(木)から20日(日)まで「叢々会(そうそうかい)」油彩画展を開催(最終日は午後4時まで)  
※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用状況が変更となる場合があります

問 ふるさと博物館 ☎44-7111 FAX 44-7115

## 歯のなんでも電話相談

普段聞けない入れ歯のこと・子どもの歯の悩み・インプラント・矯正・口臭の悩み・顎関節症・歯周病・ブラッシングの仕方・料金のことなど、歯に関する悩みや質問を無料で電話相談を受け付けます。お気軽にお電話ください。

- ◆日時 6月6日(日)午後1時～4時
- ◆受付電話番号 ☎029-823-7930
- ※匿名受け付け可
- ◆回答者 歯科医師
- ◆相談料 無料



問 一般社団法人茨城県保険医協会  
☎029-823-7930(田村)  
FAX029-822-1341

## ごみ出しに「気遣い」を

新型コロナウイルス感染症対策として、指定ごみ袋でのごみの排出についてお知らせします。

使用済みのティッシュやマスクは、小さめのポリ袋に入れ、その後、指定ごみ袋に入れてください。

指定ごみ袋でのごみ排出の際は、ごみ袋の口の部分を必ず2方向結んでから出してください。

新型コロナウイルス感染症から収集業務従事者を守り、ごみ収集業務を滞らせないために皆さんの協力がが必要です。収集業務従事者が感染すると、日常のごみ収集ができなくなります。

ごみ収集業務従事者が安全に、かつ安心して作業できるように、ご理解ご協力をお願いします。

**問** 市生活環境課 ☎43-8289 FAX44-7833

## 学生の皆さんへ「就職面接会」開催

大学院・大学・短大・専修学校など(高校は除く)の令和4年3月卒業予定者および既卒業未就職者(おおむね卒業後3年以内)を対象に、県内企業を集めた「チャレンジいばらき就職面接会」を開催します。

面接会は午前の部と午後の部で参加企業を入れ替えて行われます。参加費は無料ですが、参加を希望する方は事前の申し込みが必要となります。外国人留学生も参加可能です。詳しくはお問い合わせください。

◆開催期日および場所

【水戸会場】

◇1日目 6月28日(月)  
県水戸合同庁舎[水戸市柵町1-3-1]

◇2日目 7月15日(木)  
ホテルレイクビュー水戸  
[水戸市宮町1-6-1]



【土浦会場】

◇1日目 7月1日(木)  
ホテルマロウド筑波[土浦市城北町2-24]

◇2日目 7月2日(金)  
県南生涯学習センター[土浦市大和町9-1]

◆開催時間(全日程共通)

◇午前の部 午前10時20分～午後0時20分

◇午後の部 午後2時～4時

◆申込方法

チャレンジいばらき就職面接会ホームページに掲載

**HP** [https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/challenge\\_ibaraki\\_mensetsukai/r3\\_kigyousetsumei\\_zenki.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/challenge_ibaraki_mensetsukai/r3_kigyousetsumei_zenki.html)

**問** 県労働政策課

☎029-301-3645 FAX029-301-3669

## 古布の出し方

古布を集積所に出すときは、天候に注意してください。古布は水分を含むことで、カビや異臭が発生しやすく、リサイクルできなくなってしまう。

そのため、収集日が雨天のときは、収集できませんので、次回の収集日に出すようにしてください。

収集日以外の日に排出したいときは、次の施設の回収ボックスをご利用ください。古布のリサイクルにご理解ご協力をお願いします。

◆設置場所

市役所千代川庁舎、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、下妻公民館、大宝公民館

◆回収品目

洋服、肌着、シャツ、タオル、カーテンなど

◆排出方法

市指定ごみ袋以外の透明か半透明の袋に入れて出してください

【出せないもの】

毛布、布団、座布団、こたつ布団、ぬいぐるみ、スキーウェア、ゴム製品、革製品、中に綿の入っているもの(ダウンジャケットなど)、汚れのひどいもの  
※施設が休館の際は利用できません

※大量となる場合には、市役所生活環境課までお問い合わせください

**問** 市生活環境課 ☎43-8289 FAX44-7833

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

茨城労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から、「労働契約の際の労働条件の明示」など、学生アルバイトの労働条件を確保する上で重要な事項についての周知・啓発などのキャンペーンを実施しています。

【おかしかったらネットで検索&電話で相談】

◆労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

**HP** <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

◆総合労働相談コーナー(若者相談コーナー)

茨城労働局雇用環境・均等室

☎029-277-8295

または筑西労働基準監督署 ☎22-4564

※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

◆労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル ☎0120-811-610

※月～金：午後5時～10時 土・日曜日、祝日：午前9時～午後9時



**問** 茨城労働局雇用環境・均等室

☎029-277-8295

FAX029-224-6265

## 違法な不用品回収業者にご注意ください

各家庭から出る一般廃棄物を収集・運搬・処分するには、市または下妻地方広域事務組合の「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」「古物営業の許可」「貨物運送事業の許可」では、一般廃棄物を収集・運搬・処分することはできません。無許可の事業者による廃家電や粗大ごみなどの廃棄物の回収は違法となりますので、利用しないでください。

◆次のような「無許可」での廃棄物の回収行為は重大な犯罪行為です。

◇トラック型回収

拡声器などで案内しながら、トラックで市内を巡回して回収するもの

◇チラシ型回収

各家庭のポストなどにチラシを配布し、各家庭からの連絡を受けて回収するものやチラシ配布後に地域を巡回して回収するもの

◇インターネット型回収

インターネット上に回収の案内を出し、各家庭からの連絡を受けて回収するもの

◇拠点型回収

空き地などに拠点を構え、無料回収などと記載された看板や旗を掲げて回収するもの

◎無許可の回収業者に廃棄物を引き渡すと、不法投棄による環境汚染や高額な料金を請求されるなどのトラブルになりますので、ご注意ください。

**問** 市生活環境課 ☎43-8289 FAX44-7833

## 在宅福祉サービスセンターあおぞら『協力会員』募集

在宅福祉サービスは「困った時はお互いさま」の精神で、地域に住む人が安心して生活できるよう地域で支え合う会員制の有償サービスです。資格は問いません。あなたの空いている時間を活用して、日頃の家事や介護、子育てなどの経験を地域で活かしませんか。ぜひご協力ください。

◆主な活動内容

◇家事援助 掃除・洗濯・買物・食事の支度など

◇30分以内で行える簡単な活動

ゴミ出し・電球交換など

◇外出援助 散歩・通院など



◆活動費

◇1時間600円+交通費1回100円

**問** 下妻市社会福祉協議会

☎44-0142 FAX44-0559

## 土砂などを用いて埋め立てる場合は許可が必要です

土砂などを用いて“埋立て・盛土・たい積”を行う場合は、「市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の規定を順守する必要があります。

◆市の許可が必要な埋立てなどの面積

5,000㎡未満の事業全て

※5,000㎡以上の事業は県へ申請

◆搬入する土砂など

◇茨城県内から発生した土砂などで一時保管場所(資材置場・ストックヤード)を経由しないもの

◇「土壌の汚染に係る環境基準(29項目)」および水素イオン濃度の規制基準をクリアしたもの

◇「改良土」の禁止



◆許可基準

◇申請者の欠格事項に関する基準

◇過積載車両、不正改造車両の禁止など

◆罰則を強化

◆「土砂等埋立て審査会」

◇申請書提出期限 毎月15日、午後5時15分まで

※15日が閉庁日の場合は、14日以前の開庁日

◇審査会開催日 申請月の翌月15日以降

◎本内容は、市ホームページにも掲載しています。トップページ「暮らし・手続き」から「環境」と進んでください

**問** 市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833

## ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やさないでください。野焼きを原因とした煙や臭いで近隣の方が迷惑し、たくさんの苦情が市に寄せられています。

野焼きは「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止されています。廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。

**問** 市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833

(休日や夜間の場合)

110番または下妻警察署 ☎43-0110

(火災の危険がある場合)

119番または下妻消防署 ☎43-1551

